

財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。

(2) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、重要性が乏しいため通常の貸借対照表によっている。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

職員の退職給付に備えるため、特定退職金共済制度に加入している。退職給付債務の額は毎期の拠出額と一致している。

## 1の2. 重要な会計方針の変更

(1) 固定資産の減価償却の方法

## 2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
PA買替引当資産	1,800,000	—	1,800,000	—
備品買替引当資産	3,500,000	—	—	3,500,000
社団化40周年行事引当資産	5,200,000	—	5,200,000	—
財政調整引当資産	16,000,000	—	—	16,000,000
公益目的事業推進引当資産	8,500,000	—	—	8,500,000
社団化50周年行事引当資産	4,585,800	414,200	—	5,000,000
復興支援事業引当資産	1,500,000	—	—	1,500,000
青少年育成寄附寄贈引当資産	3,006,317	1,351,619	3,006,317	1,351,619
ICT推進整備引当資産	2,000,000	—	2,000,000	—
DX推進整備引当資産		2,000,000	—	2,000,000
HP制作引当資産	2,000,000	—	2,000,000	—
合 計	48,092,117	3,765,819	14,006,317	37,851,619

## 3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に對応する額)
特定資産				
備品買替引当資産	3,500,000	—	(3,500,000)	—
財政調整引当資産	16,000,000	—	(16,000,000)	—
公益目的事業推進引当資産	8,500,000	—	(8,500,000)	—
社団化50周年行事引当資産	5,000,000	—	(5,000,000)	—
復興支援事業引当資産	1,500,000	—	(1,500,000)	—
青少年育成寄附寄贈引当資産	1,351,619	—	(1,351,619)	—
DX推進整備引当資産	2,000,000	—	(2,000,000)	—
合 計	37,851,619	—	(37,851,619)	—

#### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	619,990	619,989	1
什 器 備 品	5,069,983	1,627,997	3,441,986
合 計	5,689,973	2,247,986	3,441,987

#### 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
受取東法連補助金	一般社団法人 東京法人会連合会	-	1,300,000	1,300,000	-	
受取全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	-	430,000	430,000	-	
助成金						
全法連助成金振替額	公益財団法人 全国法人会総連合	-	11,684,000	11,684,000	-	
合計		-	13,414,000	13,414,000	-	

#### 6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による振替額	13,414,000

#### 7. その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

##### (1) 正味財産増減関係

###### 他会計振替額

収益事業等会計から公益目的事業会計への振替額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条第4号の規定に基づく振替額は186,626円である。